

業務委託仕様書

業 務 名	作名ダム周辺外草刈業務
業務場所	館山市作名 5 7 0 番地の 1 外 1 0 箇所
業務内容	水道施設周辺の草刈業務 草刈業務箇所は除草面積集計表のとおりとする。 ※集草・処分実施場所（詳細は場所別内訳・平面図を参照） ④ 佐野浄水場（場内のみ 1・3 回目実施箇所） ⑦ 真倉浄水場（場内のみ 1・3 回目実施箇所） ⑪ 山本浄水場（3 回とも実施） 上記以外の箇所は集草・処分を行わない。 除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出(後述の報告書作成の際添付)すること。 運搬先：館山市清掃センター 館山市出野尾 538 番地
履行期限	令和 8 年 12 月 18 日
工程関係	委託期間等を考慮し業務管理に留意すること。
作業時期	1 回目の草刈りは 9 月上旬までとし、2 回目は 10 月中旬、3 回目は 11 月下旬を目安とするが、監督員と協議の上、工程を調整する。
安全対策関係	人の飲用に資する施設であることを十分理解し、業務を実施すること。また、作業の際は作業者機器共必ず安全対策の装備をしてから作業をすること。 複数以上の機械作業は、相互に安全な距離を保つように機械を配置し、並列作業は危険を伴うので行わないこと。 傾斜地での作業は転倒等の危険があるので、作業足場の状態に注意して行い、安定した作業状態で行うこと。
作業用地関係	進入路が狭く、場内も余裕がないため業務車両を適切に管理すること。 また、作業道具の仮置、休憩等は浄水場付帯設備(配水池蓋、計測機器等)に十分注意すること。
集草等処分関係	集草後の処理は関係法令を遵守し適切に処分場に運搬し処分するものとする。 なお、集草して数日間乾燥させてから運搬処分を行うこととし、フェンス外(人家付近等)の刈草については一旦場内へ入れて乾燥させること。

業務支障物件等 施工場所の設備(施設壁部の薬注及び電気配管等)を破損しないようにすること。作業現場内の石等の障害物は、作業員及び第三者に危害を及ぼし、機械のカッター類に損傷をおこすおそれがあるため、作業開始前に障害物の除去を行うこと。

また、除去不能なものについては適切な注意標識を設け、作業前にミーティングを行い、情報を共有すること。

浄水場運転関係 各施設の運転に支障をきたさないようにすること。

報告書作成 (1) 終了後に作業写真(開始前, 作業中, 作業後)の作成をすること。
(2) 延長が長い業務場所については, 工事看板等で確認できるようにすること。

写真管理基準

区分		撮影項目	撮影頻度	適用
着手前・完了	着手前	全景または代表部分写真	着手前 1 回	
	完了	全景または代表部分写真	作業完了後 1 回	
施工状況写真	施工中	作業していることが確認できるように適宜撮影	1 箇所 2 回程度	
		積み込み作業運搬状況	1 箇所 1 回程度	
災害	災害状況	災害状況及び災害規模等	その都度	
事故	事故報告	事故の状況	その都度	
その他	補償関係	被害または損害状況等	その都度	

※ デジタルカメラ使用時は黒板文字等の判読ができるもの(130 万画素以上推奨)を用いること。